

自動車税・軽自動車税の減免対象障害区分と範囲

障害区分	本人運転の場合		生計同一者又は常時介護者運転の場合
視 覚	1 級～4 級		左に同じ
聴 覚	2 級・3 級		
平 衡 機 能	3 級		
音 声 機 能	3 級（喉頭摘出による音声障害に限る。）		左に同じ
上 肢	1 級・2 級		左に同じ
下 肢	1 級～6 級 ※1		1 級～3 級
体 幹	1 級～3 級・5 級		1 級～3 級
心 臓 腎 臓 呼 吸 器 膀胱又は直腸 小 腸	1 級・3 級		左に同じ
免 疫 肝 臓	1 級・3 級		左に同じ
知 的 障 害	療育手帳 A 所持者 ※2		療育手帳 A 所持者
精 神 障 害	1 級 ※2 ※3		1 級 ※3
乳幼児期以前の 非進行性脳病変 による運動機能 障害	上 肢 機 能	1 級・2 級	左に同じ
	移 動 機 能	1 級～6 級	1 級～3 級

※1 身体障害者手帳下肢不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は6級とし、本人運転に限り減免の対象になります。

※2 令和6年1月1日から施行されます。

※3 精神障害者保健福祉手帳においては、1級の障害を有していて、かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の交付を受けている方が対象となります。